

山口県の 中小企業

2007 Oct

10
Vol.594

組合活性化情報

毎月1日発行

平成19年10月1日

■特集

経営上のあい路

販売不振・受注の減少が7年連続1位

平成19年度中小企業労働事情実態調査速報

- ・外国人を雇用する場合のルールが新しくなります。
- ・次代を担う若者に応募の機会を!
- ・中小企業組合検定試験のご案内
- ・10月は仕事と家庭を考える月間です。

TOPICS

- ・ Excelの利用で業務の効率化

情報化推進研修

- ・ 社会・労働保険の手続きと仕組みを学ぶ!

小企業者組織化特別講習会

- ・ 組合制度について体系的に学ぶ!

中小企業組合教室

- 会員紹介…山口県酒造協同組合

- 全国先進組合事例

- 景況動向



経営上のあい路

販売不振・受注の減少が7年連続1位

平成19年度中小企業労働事情実態調査速報

毎年7月1日を調査時点として、県内従業員300人以下の事業所を対象に全国の都道府県中小企業団体中央会が毎年統一様式により郵送調査を実施しているもので、本年も回答のあった県内事業所分を本会独自で集計・分析し、その概要をとりまとめた。

1. 調査対象年月日
平成19年7月1日
2. 調査対象事業所
800事業所
(製造業：440、非製造業360)
3. 回答事業所数
414事業所
(製造業：171、非製造業243)
4. 回答率
51.8%

1 経営について

(1) 経営状況

厳しい経営環境の中で、県内の中小企業の経営状況は、「悪い」(45.4%)と「変わらない」(45.4%)が最も多く、「良い」(9.2%)は昨年度と比較すると1.8ポイント減少した。(図1)

(2) 主要事業の今後の方針

主要事業の今後の方針は、「現状維持」(71.0%)が最も多く、「強化拡大」(18.6%)は昨年度と比較すると6.5ポイント減少した。(図2)

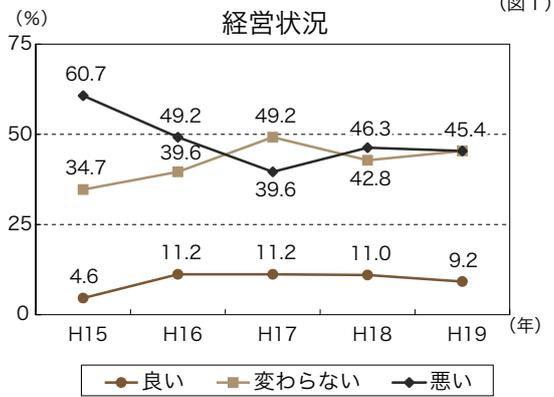
(3) 経営上のあい路

現在、中小企業者が直面している経営上のあい路は、「販売不振・受注の減少」(54.8%)が最も多く、7年連続で1位となっており、深刻な問題となっている。次に「同業他社との競争激化」(38.4%)、「原材料・仕入品の高騰」(33.3%)、「人材不足(質の不足)」(28.0%)となっている。(図3)

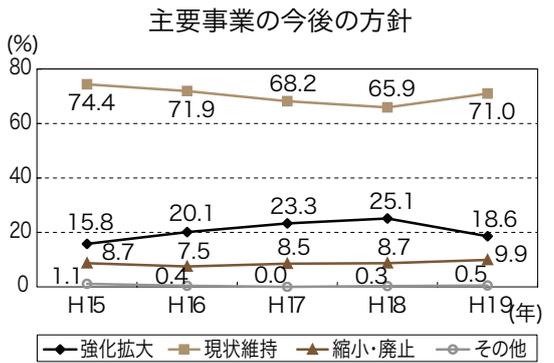
(4) 経営上の強み

自社の経営上の強みは、「顧客への納品・サービスの速さ」(33.3%)が最も多く、次に「商品・サービス

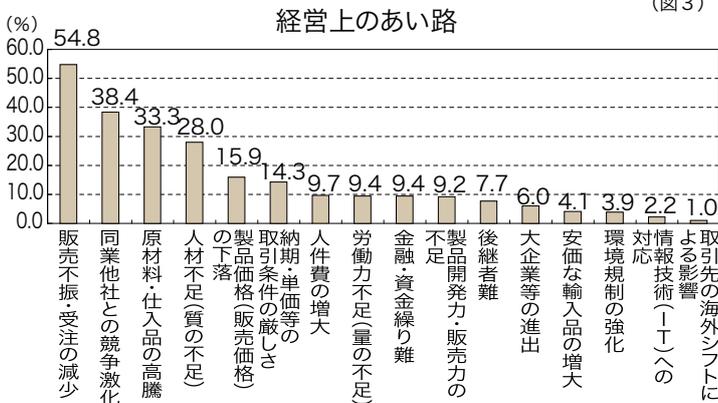
(図1)



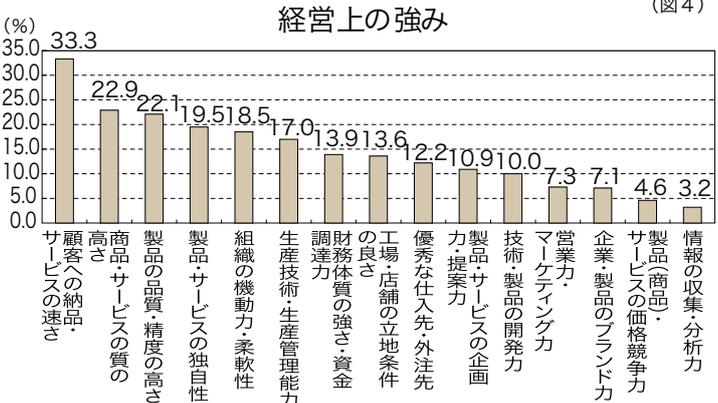
(図2)



(図3)



(図4)



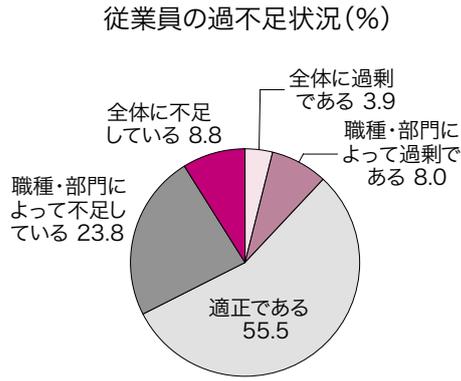
の質の高さ」(22.9%)、「製品の品質・精度の高さ」(22.1%)となっている。(図4)

II 従業員の過不足状況について

(1) 従業員の過不足状況

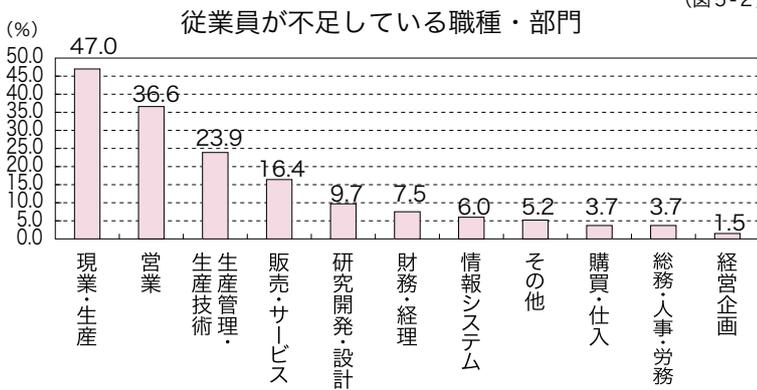
従業員の過不足状況は、「適正である」(55.5%)が最も多く、次に「職種・部門によって不足している」(23.8%)、「全体に不足している」(8.8%)となっている。(図5-1)

(図5-1)



(2) 従業員が不足している職種・部門
「職種・部門によって不足している」及び「全体に不足している」と回答した事業所における従業員が不足している職種・部門は、「現業・生産」(47.0%)が最も多く、「営業」(36.6%)、「生産管理・生産技術」(23.9%)、「販売・サービス」(16.4%)、「研究開発・設計」(9.7%)、「財務・経理」(7.5%)、「情報システム」(6.0%)、「その他」(5.2%)、「購買・仕入」(3.7%)、「総務・人事・労務」(3.7%)、「経営企画」(1.5%)となっている。(図5-2)

(図5-2)

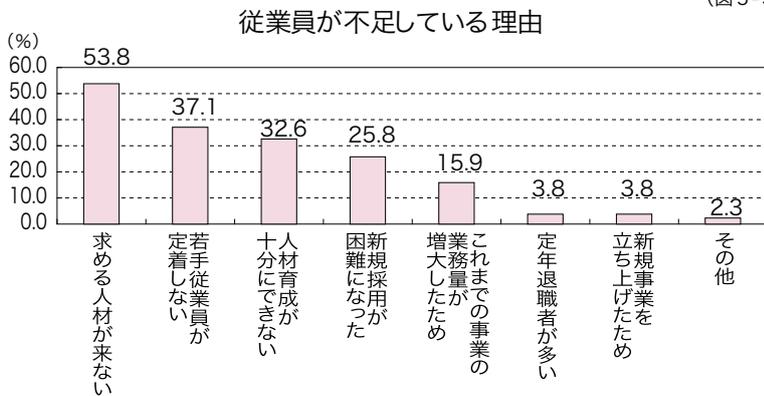


(23.9%)、「販売・サービス」(16.4%)となっている。(図5-1-2)

(3) 従業員が不足している理由

「職種・部門によって不足している」及び「全体に不足している」と回答した事業所における従業員が不足している理由は、「求める人材が来ない」(53.8%)が最も多く、「若手従業員が定着しない」(37.1%)、「人材育成が十分にできない」(32.6%)、「新規採用が困難になった」(25.8%)となっている。(図5-3)

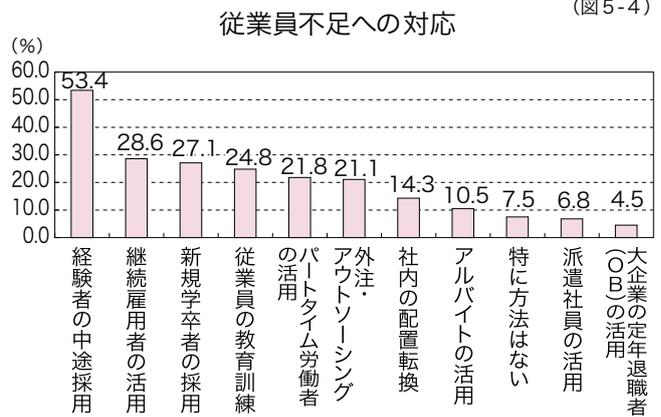
(図5-3)



(4) 従業員不足への対応

「職種・部門によって不足している」及び「全体に不足している」と回答した事業所における従業員不足への対応は、「経験者の中途採用」(53.4%)が最も多く、「継続雇用の採用」(28.6%)、「従業員の新規採用」(27.1%)、「従業員の新規採用」(24.8%)、「パートタイム労働者の活用」(21.8%)、「アウトソーシング」(21.1%)、「外注」(14.3%)、「社内の配置転換」(10.5%)、「アルバイトの活用」(7.5%)、「特に方法は無い」(6.8%)、「派遣社員」(6.8%)、「大企業の定年退職者(OB)の活用」(4.5%)となっている。(図5-4)

(図5-4)



III 技術・技能・知識・経験の承継について

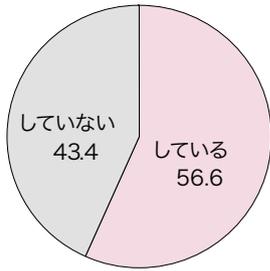
(1) 技術・技能等承継の程度

技術・技能等承継の程度は、「部分的には承継されているがまだ不十分」(54.3%)が最も多く、次に「承継する必要がない」(23.2%)、「十分承継されている」(13.0%)となっている。(図6-1)

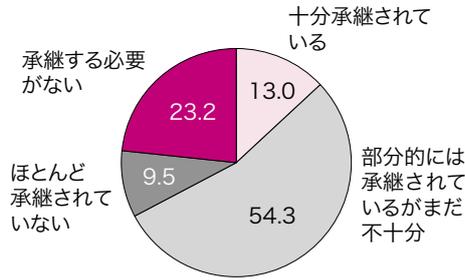
(2) 技術・技能等承継への対策の有無

技術・技能等承継への対策の有無は、「している」(56.6%)、「していない」(43.4%)となっている。(図6-2)

(図6-2) 技術・技能等承継への対策の有無 (%)

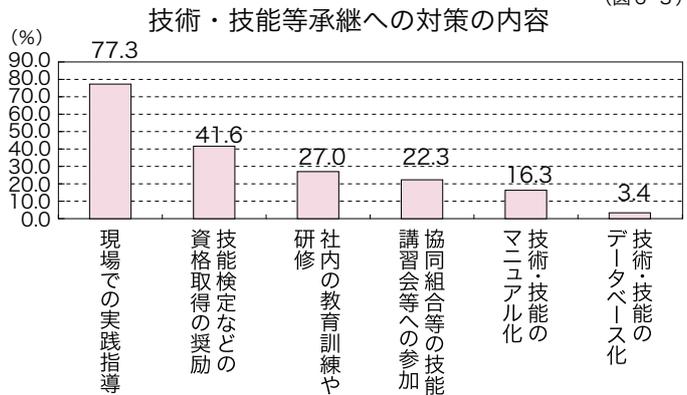


(図6-1) 技術・技能等承継の程度 (%)



(3) 技術・技能等承継への対策の内容
 技術・技能等承継への対策を「している」と回答した事業所における「現場での実践指導」(77.3%)が最も多く、次に「技能検定などの資格取得の奨励」(41.6%)、「社内での教育訓練や研修」(27.0%)となっている。(図6-3)

(図6-3) 技術・技能等承継への対策の内容



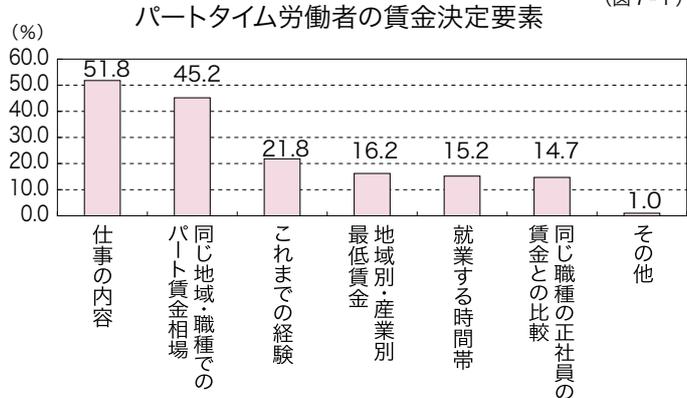
IV パートタイム労働者の賃金・労働時間等について

※「パートタイム労働者」とは、1日の所定労働時間が一般労働者より短い者、または1日の所定労働時間は同じでも1週の所定労働時間が少ない者

(1) パートタイム労働者の賃金決定要素

パートタイム労働者を雇用している事業所におけるパートタイム労働者の賃金決定要素は、「仕事の内容」(51.8%)が最も多く、次に「同じ地域・職種でのパート賃金相場」(45.2%)、「これまでの経験」(21.8%)となっている。(図7-1)

(図7-1) パートタイム労働者の賃金決定要素



(2) パートタイム労働者の昇給の有無

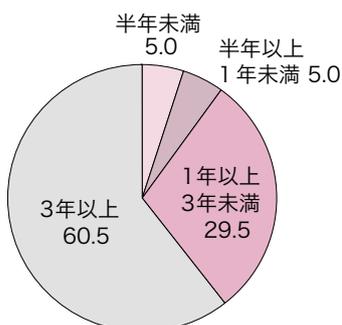
パートタイム労働者を雇用している事業所におけるパートタイム労働者の昇給の有無は、「実施している」(21.8%)、「実施していない」(78.2%)となっている。(図7-2)

(図7-2) パートタイム労働者の昇給の有無 (%)



(図7-3) パートタイム労働者の継続勤務年数 (%)

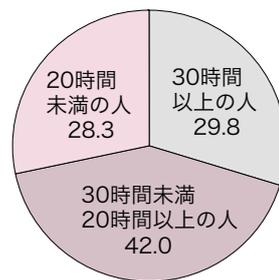
パートタイム労働者の継続勤務年数 (%)



(4) パートタイム労働者の週所定労働時間
 パートタイム労働者を雇用している事業所におけるパートタイム労働者の週所定労働時間は、「30時間未満20時間以上の人」(42.0%)、「30時間以上の人」(29.8%)、「20時間未満の人」(28.3%)となっている。(図7-4)

(図7-4)

パートタイム労働者の週所定労働時間(%)



V 最低賃金引き上げの影響について

(1) 最低賃金引き上げの影響

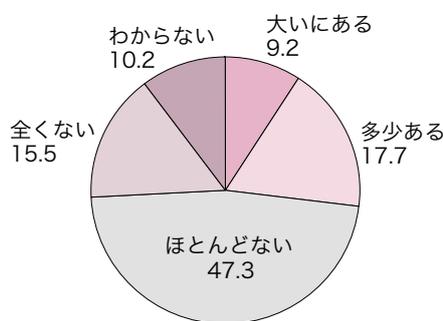
最低賃金引き上げの影響は、「ほとんどない」(47.3%)が最も多く、次に「多少ある」(17.7%)、「全くない」(15.5%)となっている。(図8-1)

(2) 最低賃金引き上げの影響がある場合の対策

「大いにある」及び「多少ある」と回答した事業所における最低賃金引き上げの影響がある場合の対策は、「生産性向上の努力をする」(50.5%)が最も多く、次に「従業員数を減らす」及び「どう対応できるかわからない」(22.5%)、「新規雇用を控える」(18.9%)となっている。(図8-2)

(図8-1)

最低賃金引き上げの影響(%)



(図8-2)

最低賃金引き上げの影響がある場合の対策

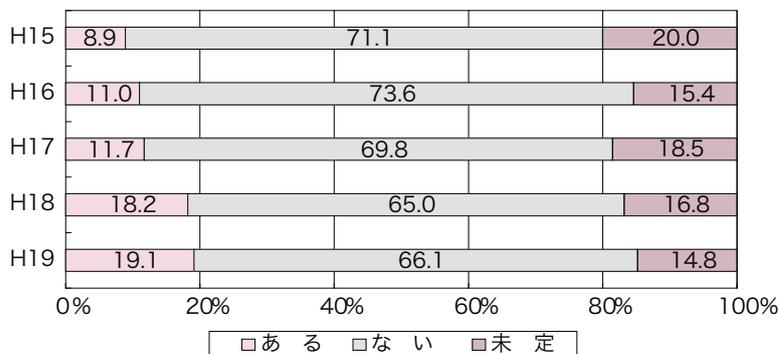


(図9)

VI 新規学卒者の採用について

平成20年3月の新規学卒者の採用計画について、「ある」(19.1%)とする事業所は前年度と比較して0.9ポイント増加している。「ない」(66.1%)とする事業所は前年度と比較して1.1ポイント増加した。(図9)

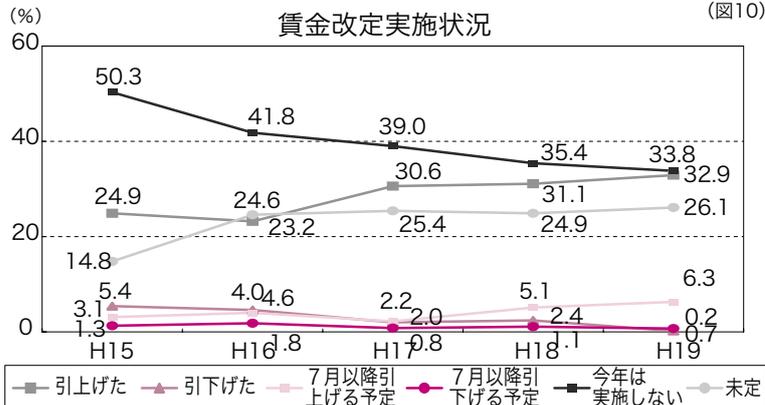
採用計画の推移



VII 賃金改定について

平成19年1月1日から7月1日(調査時点)までの賃金の改定状況を見ると、賃金を「引上げた」(32.9%)事業所は前年度(31.1%)と比較して1.8ポイント増加した。また、「引下げた」(0.2%)事業所は前年度(2.4%)と比較して2.2ポイント減少した。(図10)

賃金改定実施状況



※調査にご協力頂きました組合及び組合員企業の方々に厚くお礼申し上げます。

山口県酒造協同組合

<http://www.axis.or.jp/~y-sake/>



県産清酒を召し上がれ!

車を国道9号線旧小郡町方面に走らせていくと、ひとときわ目にく看板が見えてくる。その看板には、大きく「地産地消」と書かれている。

この度、山口市小郡上郷に事務所を新築移転し、本年4月に落成式を行ったばかりの山口県酒造組合・山口県酒造協同組合のシンボル看板である。

化を図るため組合を設立し、本年度38年目を迎える。

現在の主な組合事業は、①酒造原料米の斡旋、②酒造原料米購入資金の斡旋、③P箱（1・8並び6本人流通箱）の運用事業、④酵母の共同生産及び頒布等々、積極的に組合員企業の発展のために取り組んでいる。

一致団結し、苦境を打開

近年、酒類業界は、消費者の酒類に対する嗜好の多様化等により、清酒の需要は伸び悩んでおり、山口県の清酒製造業界も苦境に立たされている。

そのような状況の中、蔵元が一致団結して、自助努力と近代化、合理化への対応により、この苦境をなんとか打開しようとしている。組合事務局には3名の女性職員が常勤し、経費の節減、組合事務の合理化、組合員への情報の迅速な伝達、組合員間の交流の緊密化を図っている。



組合事務所

県産清酒の消費拡大を目指す

消費の拡大のキーワードとなるのが、「地産地消」である。もとより「地産」については、従来その主原料である米は山口県産米を100%近く使用している。「地消」については、現在、山口県が積極的に提唱している「地産・地消」運動を有効に活用して消費の拡大を目指している。

山口県産酒で乾杯を

ホームページのトップページに「山口県の地酒は、地元の米、水、人で醸し出し淡麗さわやか、豊か

な海、山の幸による郷土料理と響きあい、人々をやすらぎと自然への回帰、文化の高揚へと誘う」とある。今回の取材で、県内には予想以上の蔵元による地酒があることに驚く。それぞれ地元ならではのすばらしいネーミングのお酒ばかりである。秋の夜長に、月を愛でながら、山口県の地酒で、その地域の海や山を思い浮かべながら、大切な人と乾杯してみてはいかがですか。



積極的な共同事業の推進

当組合は、昭和44年10月、清酒の自主生産、自主流通米制度等により業界の過当競争が予想される中、組合員の経営の合理化、近代



小崎理事長

組合概要

組合名 山口県酒造協同組合
 理事長 小崎 絢三
 住所 山口市小郡上郷 1755番地1
 ☎ 083-973-11710
 出資金 48万円
 組合員数 47名

早戸温泉つるの湯企業組合
<http://www.sakuma-k.co.jp/>

只見川溪谷を臨む全国屈指の薬湯を 地域住民で維持管理

ポイント

過疎と高齢化が進展する町で、地域住民による自立のための企業組合が、高齢者と若者の雇用の場を確保しながら、温泉施設を地域活性化の拠点として新たな事業を展開している。

背景と目的

早戸温泉は、1200年の歴史がある名湯薬湯で、早戸地域の住民が温泉組合を結成して個人に委託して維持してきたが、高齢化と後継者難のために、自力での存続が難しくなった。このため、町に陳情した結果、町が早戸地区交流拠点施設として整備することとなった。

事業・活動の内容

町の施設について、指定管理者制度を活用して民間に委託することになったため、地元有志により企業組合を設立し、受託して事業を実施することになった。設立当初の事業は、温泉浴場・宿泊施設の経営、飲食物の販売、地場産品等の販売である。

平成18年には飲食店の経営を追加。さらに、旅客不定期航路事業を追加して、只見川山峡船下りを実施している。

成果

入湯客は、年間4万人を超えている。入湯客は、地元近隣住民だけでなく、関東周辺からも訪れている。

また、新しく始めた飲食店の経営や屋形船による只見川山峡下りは、高齢者の収入増加と比較的若い層の雇用を増大することに大きく成果を上げることになった。



組合概要

組合名	早戸温泉つるの湯 企業組合
設立	平成16年3月
住所	福島県大沼郡三島町大字早戸字湯ノ平888番地0241-521-3324
出資金	9,700千円
組合員数	17名

北九州電報企業組合

<http://www1.megax.ne.jp/kitakyushudnpo/>

特定信書便の認可を得て 事業拡大にチャレンジ!

ポイント

電報配達事業者を組織化し、法人格を取得したことにより、特定信書便事業への参入を実現。組合員がこれまで培ってきたノウハウを活かして事業拡大に向けた取り組みを展開中!

背景と目的

従来、各事業者が個別にテルウエル西日本(株)より配達業務を受注していたが、窓口一本化の要請を受けたことを契機に、組合を設立して一括受注できる体制を確立するという目的があった。

事業・活動の内容

電報配達業務は、今後の売上減少が予想されるため、これまで個々の組合員が培ってきた経験とノウハウを活かして、メール便・ポスティングと特定信書便事業の強化による売上アップを目指す。特定信書便事業については認可を得ている事業者も未だ少ない状況にあるので、積極

的にエリア内市町村に対して指定業者の申請をし、受注を増やしたいと考えている。

成果

法人化により、社会保険へ加入し、安心して働ける環境が整い、組合員の生活が安定したこと、組合員に組織の一員としての自覚と意識が芽生え、業務の効率化や業績向上を目指した取り組みがされるようになった。



組合概要

組合名	北九州電報企業組合
設立	平成16年9月
住所	北九州市小倉北区金田1-2-1 NTT北九州ビル内093-591-0351
出資金	510千円
組合員数	34名

2007サポートします②

原油価格上昇関連 相談窓口

Q 原油価格の上昇による収益圧迫で資金繰り等に支障が生じています。よい相談先はありませんか。

A 県経営金融課、山口県中小企業支援センター、山口県信用保証協会、各商工会議所及び商工会では、原油価格の上昇により収益が減少し、経営等に影響が生じている中小企業者からの経営や融資に関するご相談に応じていますので、ご利用ください。

お問い合わせ・相談窓口

- 山口県経営金融課
 - ☎ 083-933-3188
 - Eメール al6300@pref.yamaguchi.lg.jp
 - URL <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/al6300/index/>
- 山口県中小企業支援センター
 - ☎ 083-922-3700
 - Eメール keiei@joho-yamaguchi.or.jp
 - URL <http://www.joho-yamaguchi.or.jp/yipf/ybsoc/index.html>
- 山口県信用保証協会
 - ☎ 083-921-3090
- 各商工会議所及び商工会

中小企業の成長に

向けた挑戦を支援③

県外向け販路開拓支援

首都圏を含む県外への販路開拓については、商社OB団体等を活用した企業間紹介支援（マッチング）等を行っています。特に、首都圏への営業展開をめざす企業については、都内に共同事務所を用意しています。

山口県東京ビジネスセンター

首都圏を対象に営業活動を展開しようとする中小企業を支援するため、東京都中央区に共同オフィスを設置しています。また、入居企業に対して商社OB団体等を活用し販路開拓を支援します。

設置概要

- 所在地
 - 東京都中央区日本橋本石町3丁目3-5 三友常盤橋ビル8F
- 利用期間
 - 3年以内（長期ブース利用者、延長可能）
- 利用料金
 - 長期利用：月額6万円（1人用ブース）
8万円（2人用ブース）
 - 短期利用：月額3千円
- 申込み・お問い合わせ
 - 山口県商工労働部新産業振興課
 - ☎ 083-933-3143

平成19年度 税制改正④

中小企業関係税制

エンジェル税制



投資リスクの高い創業期のベンチャー企業に対する資金供給を一層促進します。

- 事業が成功した場合の優遇措置を延長します。
 - 譲渡の日において3年超保有していたベンチャー企業の株式を、上場後3年以内又は上場前のM&A等により譲渡したときは、その譲渡益（税負担）を2分の1に軽減する優遇措置の適用期限について、平成21年3月31日まで2年延長します。
 - ※エンジェル税制のその他の優遇措置（適用期限なし）
 - 投資段階の優遇措置－ベンチャー企業への投資額について、同一年分の株式譲渡益から控除
 - 損失が生じた場合の優遇措置－ベンチャー企業の株式の譲渡損について、翌年以後3年間の繰越控除
- 適用対象企業の確認手続を合理化します。
 - 要件に該当するベンチャー企業であるかどうかの確認手続について、現行の投資を受けた都度確認を受ける方法のほか、毎年度、事前に確認を受ける方法を追加します。
- 適用対象企業の要件を緩和します。

《適用対象企業の要件の緩和》

- サービス業や小売業などを行うベンチャー企業も広くエンジェル税制の対象にするため、対象となるベンチャー企業の要件を緩和します。
- エンジェル税制の対象となる地域再生法の特定地域再生事業会社の従業員要件を10人以上（改正前：20人以上）に緩和します。

企業の設立経過年数	改正前	改正後
1年未満	研究者が2人以上で全従業員等の10%以上であること	「開発者が2人以上で全従業員等の10%以上であること」という要件を満たす企業も対象に追加
1年以上2年未満	試験研究費等が売上高の3%超であること	同上
2年以上5年未満	同上	「売上高成長率が25%以上であること」という要件を満たす企業も対象に追加

Excelの利用で業務の効率化

8月24日から9月20日まで、光市「山口県ソフトウェアセンター」、山口市「サンフレッシュ山口市」、下関市「長府東公民館」の県下3会場でパソコン研修を開催した。

表計算ソフトExcelについて、基礎コースでは初心者を対象に基本的な操作方法、応用コースでは経験者を対象に、これまで独学で覚えた操作をより効率的に行う方法やちよつとしたテクニック等を交えながら業務で利用するための研修を行った。

日頃の業務での課題について質疑を行う受講者もあり、皆熱心に受講した。



社会・労働保険の手続きと仕組みを学ぶ！



9月11日、山口市「山口県商工会館」で、小企業者組織化特別講習会を開催した。

右田社会保険労務士より、「社会保険及び労働保険の事務手続きについて」と題し、従業員を雇用する企業・事業主は、社会保険及び労働保険という公的な保険の適用の義務付けや健康保険・厚生年金保険・労働保険などについての日常業務に必要な事務手続きの方法や注意点などの説明があった。

中小企業組合教室を開催

組合制度について体系的に学ぶ！

9月19日、山口市「山口県セミナーパーク」で、中小企業組合教室を開催した。

本年4月1日にガバナンス向上を目的とした改正組合法が施行され、従来にも増して組合員自治のもと、事業の健全な運営が求められ、組合運営の実務を担う組合役職員にも新たな対応が迫られている。

今回は、5回シリーズの第1回目として全国中小企業団体中央会の小



全国中央会の小林主幹

林主幹より、協同組合の理念と必要性、日本の中小企業組合制度・中小企業施策の変遷、組合事業運営のポイントと組合活性化策について事例を交えて講演がされた。

この中で、共同事業を考える上でキーワードとして、環境・エネルギー問題、地域活性化（地方分権・道州制）、社会的責任（CSR）、中小企業危機管理計画（BCP）、少子高齢化等が考えられる。また、組合の活性化には、組合役員、組合員、組合事務局の教育が重要であり、組合の原理・原則を再認識することが必要であると強調された。

受講者は、組合制度について体系的に学べる貴重な機会とあって、講師の話に熱心に耳を傾けた。

月次景況調査結果

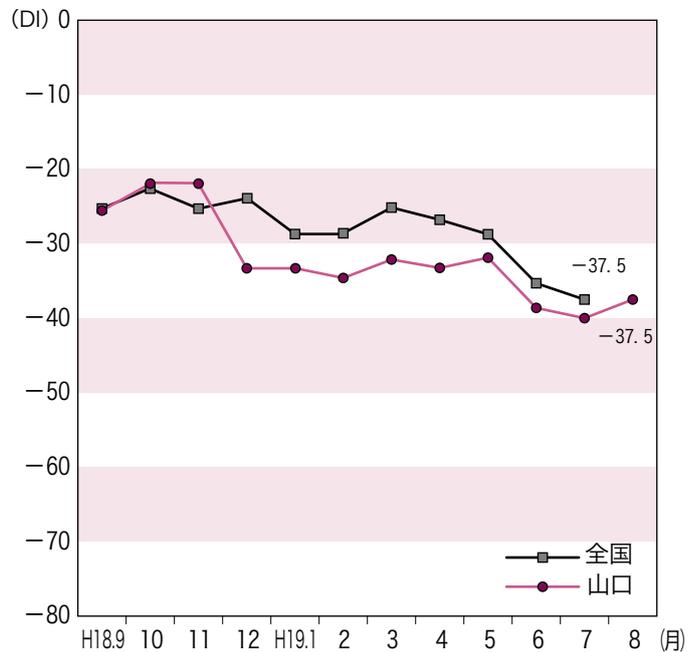
平成18年8月期

■ 業界の景況 - 業種別 - ■

	業 種	景況 (DI値)
製 造 業	食 料 品	☔
	織 維・ 同 製 品	☔
	木 材・ 木 製 品	☔
	印 刷	☔
	窯 業・ 土 石 製 品	☔
	鉄 鋼・ 金 属	☔
	一 般 機 器	☀
	輸 送 機 器	☀
	そ の 他 の 製 造 業	☔
非 製 造 業	卸 売 業	☔
	小 売 業	☔
	商 店 街	☔
	サ ー ビ ス 業	☔
	建 設 業	☔
	運 輸 業	☔

30以上★ 10以上30未満★ -10以上10未満●
-30以上-10未満☔ -30未満☔

■ 業界の景況の推移 - 全国平均との比較 - ■



※DI値(前年同月比)=[(増加・好転組合数-減少・悪化組合数)/調査対象組合]×100

(上表、グラフについては、情報連絡員60名の他に、中央会が聞き取り等で集めた20組合のデータが加算されています。)

【情報連絡員報告】

情報連絡員とは、山口県内の組合の中から地区、業種を代表する組合の役員60名を情報連絡員に委嘱する制度です。情報連絡員から毎月、業界の景況動向に関する情報を収集、分析して、行政面に反映させるとともに、各関係機関に情報提供しています。

また、中央会 (<http://www.axis.or.jp/chuokai/>) のホームページで掲載しておりますのでご利用ください。

食料品

○今年の猛暑は特別であったため、冷菓の売上は好調。ギフトも順調であったが、半面、和生菓子、洋生菓子の売上げが減少し、売上全体は昨年同様であった。
(菓子製造業)

繊維・同製品

○原材料の値上げによる収益の悪化が予想される。
(繊維・同製品製造業)

木材・木製品

○改正建築基準法等の施行による建

窯業・土石製品

築確認手順の厳格化により確認許可件数が減少している。このため、木材需要が低下している。公共事業の減少により、土木工事関係材料の動きが低調になっている。
(製材業・木製品製造業)

○公共事業の削減が影響しており、周南地区及び岩国地区を除く全ての地区において、前年同月比を下回る。特に、下関地区、北西部地区は、前年を大きく下回る出荷減が懸念される。
(セメント・同製品製造業)

鉄鋼・金属

○機械設備は好調に推移しているが、来年度の見通しは、設備一巡し、多少厳しくなると思われる。
(その他製造業)

一般機器

○半導体製造装置は一服感がある。先行き不透明。
(一般産業用機械・装置製造業)

輸送機器

○車輛輸送機部門は大量発注に支えられ、作業量消化対策に追われている。数年は人手不足状態が続く

見通しである。精密組立は一時の勢いが止まり踊場状態に入ってきた。(鉄道車輛・同部品製造業)

その他の製造業

○全体が減少。異業種より割り込みもあり、危機感が広がっている。不景気を乗り越える対応に迫られる。(豊製造業)



卸売業

○卸売業・小売業とも仕入価格がやや上昇する一方、販売価格への転嫁が進んでいないことが収益を大きく圧迫している。燃料費の高騰により配送コストが上昇し、収益を圧迫している。(周南市)



小売業

○地元の企業は大変良いのだが、組合の商店にはお金が落ちない。隣の下松市の大型店へ交通アクセスが良いのと両方で流れて行き、打つ手なし。(周南市)

○猛暑の影響が大きく、お客様の出足が良くない。バーゲンも6月に始まり、既に終了の感がある。夏物家電も大きく伸びない。(山口市)



商店街

○空店舗対策にて出店業者8月19日をもって撤退。老舗金物店も廃業。空店舗についてはなかなか外部からの参入は持続が難しい。(萩市)



サービス業

○8月はお盆休暇などがあり、実稼働した日数が少ないことが影響し売上減少となる見込み。案件では、先月に引き続きWebシステム開発が多くを占めているが、大型案件の受注が減少しているのが目立つ。CATVのインターネット工事関連が僅かながら増加している。(情報サービス業)



建設業

○県の入札制度が7月から改正されたが、対応が遅れている企業が多い。(柳井市)



運輸業

○給与所得が伸び悩む中でのガソリン価格等の高騰や連日の猛暑など、一般消費者の行動意欲が低下している。それに伴い、一般消費も減少し、株価も低迷しているように、せつかく上向いてきた景気動向も危ぶまれる。(周南市)

情報連絡員の声

業界の声！



小川連絡員 (ユ一・アイ・ケイ協同組合 理事長)

業界の現状について教えてください。

大企業においては団塊世代の大量退職や少子高齢化における労働人口の減少等で新規採用が進んでいるが、中小企業においては雇用環境が一層厳しく、外国人研修制度を活用する企業が増加しています。最近、熱中していることは何ですか？

(社)北九州中小企業経営者協会設立20周年記念行事の一環として、関門トンネル人道で行う幼稚園児における綱引き大会の山口県側の実行委員長として活動しています。組合で力を入れていることは何ですか？

受入れ企業と連絡を密にして、

今後においても失踪、事件、事故が起こらないようにコンプライアンスの遵守、県内における研修生受入れ組合と情報交換会などをつくっていきたいです。

組合としてPRしたいことがあればどうぞ！

研修生が3年間の在日中に多くの事を学び、また楽しい思い出を持ち帰ることができるように、中国人職員2名を含む4名で、きめ細かく企業・研修所・寮を訪問させ、未然にトラブルを防げるよう体制を確立しています。



(新規性・成長性の高い新事業を行う方を支援します)

施策シリーズ⑤

新事業育成資金

新しい技術の活用、特色ある財・サービスの提供等により市場を創出・開拓し、高い成長性が見込まれる中小企業の皆様は融資を受けることができます。

対象となる方

高い成長性が見込まれる新たな事業を行う方であって、次のすべての要件にも該当する方

- (1) 新たな事業が事業化されて概ね7年以内の方
- (2) 成長新事業育成審査会から事業の新規性・成長性について認定を受けた方等
- (3) 中小公庫及び商工中金が継続的に経営課題に対する経営指導を行うことにより、円滑な事業の遂行が可能と認められる方

支援内容

- ・貸付限度額：6億円
- ・貸付期間：設備資金15年以内、運転資金7年以内
- ・据置期間：設備資金5年以内、運転資金2年以内
- ・担保、保証条件：担保の一部を不要とする融資制度、経営者本人の個人保証を不要とする制度が利用可能
- ・貸付利率：【中小公庫】特別利率
6年目以降は基準利率+0.2%
- 【商工中金】新事業特別利率

新株予約権を活用した支援内容

【中小公庫】

中小企業の皆様が新たに発行する新株予約権を中小公庫が取得し、新たに発行する普通社債の引受又は貸付を中小公庫が行うことにより資金供給を受けることができます。

- ・貸付限度額：1億2千万円
- ・償還期間：7年以内
- ・担保条件：無担保
- ・保証条件：経営者本人の個人保証を不要とする制度が利用可能
- （本制度の融資及び社債の合計の限度は6億円）
- ・貸付利率：基準利率+0.4%

取扱金融機関

中小企業金融公庫、商工組合中央金庫

■お問い合わせ 中小企業金融公庫 下関支店 ☎0832-23-2251
商工組合中央金庫 下関支店 ☎0832-23-1151 徳山支店 ☎0834-21-4141

毎月勤労統計地方調査結果

平成19年7月—山口県統計分析課

事業所規模5人以上

産 業	賃 金		労働時間数及び雇用						労働異動	
	現金給与総額	所定内給与	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	月末常用労働者数	パートタイム労働者比率	入職率	離職率
	円	円	日	時間	時間	時間	人	%	%	%
調査産業計	372,257	230,064	20.4	156.5	145.5	11.0	446,016	23.0	1.23	1.35
建設業	368,549	269,831	20.7	170.5	158.6	11.9	36,569	4.7	0.53	0.82
製造業	439,350	249,144	20.5	167.1	152.1	15.0	99,860	14.7	1.80	0.94
電気・ガス・熱供給・水道業	565,116	350,602	18.8	154.1	147.0	7.1	2,528	1.1	0.00	0.00
情報通信業	346,266	237,625	20.3	161.1	148.7	12.4	4,483	17.9	4.51	3.49
運輸業	377,872	207,112	21.0	191.9	156.2	35.7	30,816	10.8	1.14	0.81
卸売・小売業	352,543	200,101	21.2	149.5	141.8	7.7	84,696	34.2	1.36	1.74
金融・保険業	538,652	317,943	20.1	161.8	153.4	8.4	10,509	7.3	1.86	2.51

事業主の皆様へ

次代を担う若者に応募の機会を!

若者の持つ無限の可能性に目を向け、育ててください。

厚生労働省

～若者の応募機会の確保等が事業主の努力義務となりました～

雇用対策法の改正により、平成19年10月1日から、事業主は、

- ・若者の有する能力を正當に評価するための募集及び採用方法の改善
- ・その他の雇用管理の改善
- ・実践的な職業能力の開発及び向上

を図るために必要な措置を講ずることにより、その雇用機会の確保等が図られるように努めなければならないこととなりました。

○この努力義務について、事業主の皆様が適切に対処するための指針を厚生労働大臣が定めておりますので、この指針に沿って、若者の応募機会の拡大等にご協力ください。

事業主の皆様へ

平成19年10月1日から外国人を雇用する場合のルールが新しくなります。

厚生労働省

～外国人が、在留資格の範囲内で、その能力を有効発揮しながら適正に就労できるよう、外国人雇用に関する基本ルールを整備～

1. 外国人雇用状況の届出
外国人(特別永住者を除く。)の雇入れ・離職の際、その氏名、在留資格等をハローワークへ届け出てください。ハローワークでは、これに基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言・指導や、離職した外国人への再就職支援を効果的に行います。
2. 雇用管理の改善等に関する指針の作成
事業主の方が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容等を指針として整理しました。これに沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。
3. 不法就労の防止
1.の届出に当たり、事業主の方が在留資格等を確認すること等により、不法就労の防止が図られます。

厚生労働省 21世紀職業財団

家族のための時間が少ないって
なんだか、おかしくないですか?
考えてみよう、
仕事と家庭の両立。

仕事と家庭、両立できる社会へ。10月は仕事と家庭を考える月間です。

締め切り迫る! 願書受付は10月15日月まで 平成19年度中小企業組合検定試験のご案内!

Q 検定試験の概要
について教えて下
さい。



- A 検定試験の概要については次のとおりです。
- ①試験科目 「組合制度」「組合運営」「組合会計」の3科目
 - ②試験日 平成19年12月2日(日)
 - ③試験地 山口市小郡JR新山口駅北口正面「新山口ターミナルホテル」
 - ④受験料 5,000円
(一部科目免除者は3,000円)
 - ⑤受験申込 必要書類に受験料を添えて本会宛にお申し込み下さい。
 - ⑥合格発表 平成20年3月3日(月)

申込み・お問い合わせ

山口県中小企業団体中央会

企画課(担当:小倉) ☎083-922-2606



ハーブの無農薬栽培とそのハーブをハーブティーやクッキー・ケーキ等の焼き菓子など色々な商品に加工・販売しているみんと村の河地さんと豊川さんと田中さん。



組合のPRをお願いしたところ、「私たちの作った

企業組合みんと村
田中幸子さん 河地香代子さん 豊川育子さん
<http://k-farm.net/>

商品を通して、一人でもたくさんの人に健康で豊かな暮らしとみんと村の元気をお届けできればと思っています。まずは、安全・安心でなんだかあったかい気持ちになるみんと村の“やさしいハーブ商品”をぜひ口にしてみて下さい。」と笑顔で応えてくれました。

(表紙写真)

編集・発行

 山口県中小企業団体中央会

〒753-0074 山口市中央4丁目5番16号 山口県商工会館6階

☎ 083-922-2606 Fax 083-925-1860

E-mail ycdc@axis.or.jp

<http://www.axis.or.jp/>

印刷製本 株式会社 桜プリント社

r100
古紙回収率100%再生紙を使用しています

 PRINTED WITH
SOY INK